

## 英語・小論文

試験科目		ページ	解答用紙枚数	時間	
英語 小論文	{ 英語コミュニケーションⅠ, 英語コミュニケーションⅡ, 英語コミュニケーションⅢ, 論理・表現Ⅰ, 論理・表現Ⅱ, 論理・表現Ⅲ }	から1科目	1～4	2枚	70分
			5～13	1枚	90分

### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけない。
2. この問題冊子は13ページある。印刷不鮮明の箇所などがある場合には監督者に申し出ること。
3. あらかじめ届け出た試験科目(英語, 小論文の内の1科目)を解答すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
5. 解答用紙の指定欄には必ず受験番号を記入すること。
6. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
7. 英語の解答用紙の右下にある破線枠内には何も記入しないこと。
8. 解答用紙は持ち帰らないこと。

## 英 語

I 次の英文を読み、下の設問(1)~(6)に日本語で答えなさい。

Movement, like speaking and writing, is a means of expression. It is a universal language that helps individuals communicate with others. It is vital at all levels of communication. Freedom of movement is essential if a person is to communicate ideals and feelings effectively. In communicating with others, it is the total response or interaction that determines the quality of understanding. Greetings are accompanied by gestures such as a handshake or a friendly smile. At times a person may greet someone nicely with words, but the actions may not show sincerity. A person speaks with the eyes, the voice, and the whole body and conveys ideals not only with words but also with subtle actions.

Gestures are used in everyday speech to supplement words. Talking with the hands is characteristic of many people or ethnic groups. Body postures or gestures reveal a person's feelings. <sup>(a)</sup> Various movements tell others when a person is angry, sad, lonely, or happy. Specific words in our language often suggest movement and action. Words such as swinging, falling, and splashing are examples of action words. Specific types of actions characterize different tasks or occupations. Mixing a cake, cutting the grass, sawing wood, and plowing a field are but a few of the activities that can be conveyed through imitative actions.

Movement experiences offer many opportunities for children to communicate without speaking. Dance or drama can be used to help children learn the movements of nature, such as a waterfall or a spring day. These movement experiences can dramatize a day on the farm, a day at the beach, a day at the zoo, and other similar situations that are interesting to the children.

Pictures as well as other objects and ideals can often be used to help  
<sup>(b)</sup>children learn to communicate through movement. Showing children pictures of animals on the hunt, butterflies fluttering in the wind, or bees collecting honey, as well as other action scenes, is a way of helping them learn to communicate through movement.

Moods, feelings and emotions are expressed through movement and should be encouraged in early education. Have the children make a happy or silly body movement, facial expression or pose. Have them say “hello” to another child in slow motion. Encourage them to express feelings of joy, happiness or surprise between friends at an imaginary party. Utilize streamers to express feelings of lightness. Darker objects may be used to create feelings of heaviness or other emotions. By encouraging movement as a form of expression, children will naturally develop communication skills.

[Adapted from Peter H. Werner and Elsie C. Burton (1979), *Learning through Movement*]

- [注]
1. subtle : 微妙な
  2. plowing : 耕す
  3. on the hunt : 狩りをしている
  4. fluttering : パタパタと揺れる, はためく
  5. streamers : 細長いもの

[設問]

- (1) 動作における自由が重要になるのはどのような時ですか。
- (2) 言葉だけのあいさつは, 相手にどのような印象を与えますか。
- (3) 下線部(a)を日本語にきなさい。
- (4) “Imitative actions” を通じて伝えられる活動の例を4つあげなさい。
- (5) ダンスや演劇は, 子供たちが何をすることに役立ちますか。具体例を含めて記述しなさい。
- (6) 下線部(b)を日本語にきなさい。

II 次の(1)~(5)の空所( )に最も適当な英語の単語(1語)を入れて、対話の意味が通じるようにしなさい。

- (1) A: I bought stock of this company worth one million yen.  
B: Really? You might as ( ) throw your money away as buy so much of this stock.
- (2) A: What were you doing in the library yesterday?  
B: I am looking for books ( ) subject is history.
- (3) A: How did the president look in the meeting yesterday?  
B: He was sitting quietly ( ) his legs crossed.
- (4) A: Did you do the job alone?  
B: No. I worked with Nancy. She was so kind ( ) to print all the documents.
- (5) A: Tell me about your university life.  
B: Well, it was not ( ) I was thirty that I graduated from university.

III 次の(1)~(5)が正しい英文になるように、それぞれの( )の中の単語を並べかえなさい。解答用紙には( )内のみ記入すること。

- (1) Never (romantic, a, seen, I, such, have) movie like that.
- (2) Why are (refused, of, you, sure, being, so) by the client?
- (3) This math problem is easy (for, enough, in, me, solve, to) my head.
- (4) Do you understand (three, equals, by, that, divided, nine) three?
- (5) No (hard, how, study, may, matter, you), it is still difficult for you to pass the exam this time.

IV 次の2つの英語の質問から1つを選び、解答用紙の( )に選択した質問の番号を記入のうえ、100語程度の英語で自分の考えを書きなさい。(How are you? は3語と数えます。)

- (1) What should you do to reduce “screen time” (time in front of a computer or cellphone screen)?
- (2) Describe your most exciting experience in high school.

## 小 論 文

以下の資料は、諸富徹『税という社会の仕組み』(筑摩書房, 2024年)からの抜粋である。これを読んで、次の設問すべてに答えなさい。なお、出題にあたって、資料の小見出し等を省略し、一部表記を改めた。

**問Ⅰ** 資料にもとづいて、納税は「義務」、 「権利」という考え方について、600字以内で説明しなさい。

**問Ⅱ** 著者は「納税は我々の権利であることを、改めて認識する必要があるのではないかと考えています」と述べている。これに対して、あなた自身はどのように考えるか、その内容と理由について600字以内で具体的に述べなさい。

解答は、解答用紙の指定された箇所に記入すること。解答にあたっては解答用紙の1マスを1字に使い、句読点、引用符、カッコなどはいずれも1字として扱う。ただし、算用数字、アルファベットは1マス2字とする。

## < 資 料 >

私たちはなぜ税金を納めるのでしょうか。そもそも税金とは何なのでしょう。

経済学的には、税金とは公共財・サービスの対価です。つまり、政府は、消防や警察、道路や公園等といった公共財やサービスを提供してくれるので、それらに対して私たちは税金を支払うという形になります。

しかし、私たちは積極的に払うのではなく、義務だから仕方なく払うものだと考えがちです。たとえば、スーパーマーケットでアイスクリームを買うときには、書かれている金額を見て、きちんとその金額を支払います。それなのに、なぜ税金は払うのが嫌なのでしょう。

それは私的財と公共財との違いだと考えることができます。私的財は私的に使われる財・サービスのことです。先ほどは一例としてアイスクリームを挙げましたが、服やノートや美容院、映画など、お金を払わなくては得られないもの、受けられないサービスを私的財といいます。私的財はアイスクリーム1個に対して158円、シャツ1枚に対して2980円というように財と価格が一对一の関係にあり、自分が選んだ財・サービスを得るためにいくら支払うのかがわかりやすくなっています。

それに対して政府によって提供される公共財は、この一般道を通るためにいくら、火事で消防が出動するのにいくらなど一つ一つ値段がついているわけではなく、一見、どれも無料のように見えます。ですから、自分たちがそれらの財・サービスを選んでいる実感ももてず、そのために税金を支払いたくないという思いが生じると考えられます(実際に選ぶことができないのか、ということについては後ほど議論します)。

だからといって、「無税国家」や「国家なき社会」でこの社会が成り立ち得るのかと考えると、それは難しく、やはり税金を払わなくてはいけないのだということは、皆、頭では理解しています。それでも気持ちとしては、自分になるべく払いたくないというわけです。お金は人に払ってもらって、自分はうまいことサービスだけを受けたい。このような行動をする人(あるいは企業)を経済学では「フリーライダー」といいます。「ただ乗りする人」という意味です。

とりわけ日本では、税金という<sup>かれんちゆうきゅう</sup>「苛斂誅求」——税金などを厳しく取り立てられ

ること。江戸時代の農民がお上に容赦なく年貢を搾り取られる、あのような状況をいう言葉です——のイメージが強く、自分たちが税金を納めようと思える「政府を選ぶ」という実感が持てないままここまでできています。あるいはそれは、「政府が決める支出(公共財)の中身に、有権者として影響を与えることはできない」という無力感の裏返しでもあるかもしれません。

公共財・サービスへの対価は個々の財・サービスに対して支払うのではなく、消費税、所得税、〇〇税など、さまざまな政策を一括してひとまとめにしたパッケージに対して支払います。本来私たちの社会では、政策全体をまとめたパッケージを政党が提示し、国民が選挙を通じて、それらのうちのどれがよいのかを選ぶことにより(場合によっては、それで政権交代を起こして)、国民のニーズに政府の財政支出が近づけられていくことになります。

たとえば、A 政党は社会保障中心のプログラムを組み、そこに予算を多く配分するという選挙公約を掲げるとしましょう。一方でB 政党は、やはりまずは誰かが稼いで、税金として納めてもらったものを分配する必要がある、だから稼ぐ人を伸ばさなくてはいけないという考えのもと、企業やお金持ちへの減税を打ち出すとします。選挙というのは単純に言えば、あなたはそのどちらを選びますか? ということであり、多くの人を選んだ方が選挙で勝って政権党になり、その後、公約に従って予算が組まれていくことになります。

日本では政権党はあまり変わりませんが、アメリカでは民主党と共和党でしばしば政権交代が起こります。つまり、有権者は選挙で政権交代を実現することで、自ら公共財を選んでいくということになります。そのような国であれば、国家が納税の対価として私たちに便益(何らかのサービス)を与えてくれるという実感ももちやすいでしょう。他方、そのような実感がない場合は、痛税感、重税感だけが目立つことになります。

(中 略)

私たちはなぜ税金を払うのかという問いに対しては、国家が公共財・サービスを提

供してくれるからだ」と述べました。では、国家はなぜそのような役割を引き受けたのでしょうか。

江戸時代は統治する側とされる側が固定的で、常に武士は統治する側で、農民は統治される側でした。ヨーロッパでも近代以前は常に王侯貴族が統治する側で、一般庶民は統治される側と、その関係は決まっていました。しかし、市民革命を経て近代に入ると、絶対的な統治者は倒されていなくなり、統治する側と統治される側はいつでも選挙で入れ替えられることが前提となりました。非統治者が統治者になる、あるいは統治者が非統治者に落ちるのは、普通に起こることになったのです。

革命の争乱の日々が終わり、人々が日常の生活を取り戻したとき、そこにあるのは以前と権力のあり方が一転した世界です。人々はそこで、そういえば警察署や消防署はどうしたらいいのだろう、学校は誰が運営するのだろう、と気づくでしょう。そういった公共的な仕事の全てを、コミュニティで共同作業として行う方法もあります。今でも農村部の青年団が地域の業務に従事したり、各地域で消防団が組織されて週末に訓練したりしていますが、そのようにコミュニティの中で、皆でやりくりすればよいでしょうか。しかし、人々にはそれぞれ所得を得るための仕事もあります。集落の補助的な仕事ならそれでよくても、巨大国家を支える業務をその方法で行うのは不可能です。警察、消防、教育などの公共的な仕事は、やはり誰かにやらしてもらわなくてはなりません。

その「誰か」というのが政府です。公共的な仕事をする誰かが必要だということが、政府という権力をつくる理由になりました。そして「国家は私たちのために仕事をしてください。私たちはその対価として、自分たちの稼いだ所得の一部を税金として納めます」という契約を結びました。つまり、国家と市民は契約関係にあるということになります。これが近代国家の基本となる「社会契約説」という考え方です。

市民革命以前の権力は、「王は神様からこの世を治める権限を授かった」「神様から権力を付託された」とする「王権神授説」により成立していました。神に付託されたという、誰も証明できない主張に基づいた、国民に対する責任を問われない権力でした。

それに対して国民がつくった政府という権力は、国民からさまざまな制約を課されています。たとえばイギリスの「権利章典」には、「国民の同意を得ずして〇〇しては

いけない]というように、国家の権力を縛る文言がたくさん書かれています。つまり、国民が戦いで勝ち、守るべきルールを権力者に突きつけたものが「権利章典」なのです。「権利章典」やアメリカの「独立宣言」を前に、時の英雄たちが何かを書いている場面を描いた絵画がありますが、彼らはいわば、契約書にサインをしているわけです。つまり、欧米ではこの段階で、自分たちが国家をつくり出した（「主人＝国家の制作」）という感覚が生まれてきたということが出来ます。

「社会契約説」を最初に唱えたのはイギリスの哲学者・ホッブズ(1588～1679)です。ホッブズは市民革命に100年以上先立つ1651年に、『リヴァイアサン』という政治哲学書を著しました。リヴァイアサンとは『旧約聖書』に出てくる誰も倒すことのできない最強の海獣で、表紙に描かれたリヴァイアサンは、右手に剣を、左手に法王などが持つ宗教的な杖つえを持っています。つまりこれは、世俗権力と宗教的権力の両方を一身にまとった国王という存在を、神話の海獣になぞらえているわけです。当時の国家はこのように、神秘的なヴェールに包まれた強大な存在でした。

近代に入ってその神秘のヴェールが剥がされてくると、国家は組み立てたり解体したりできる「機械」になぞらえられるようになります。動く原理が外から見えて把握できるもの、解体したり組み立てたりできる合理的なものということで、ここでは一切の神様の要素は剥ぎとられています。自分たちがつくったり、あるいは壊したりもできるもの、それが近代国家であり、国家は自身を制作してくれた国民への責任を有することになりました。

国家に求める役割も時代とともに変化します。革命動乱期を生きたホッブズは、国家の役割は生命の保存であるとししました。人々が争っている無秩序な社会にあっては、争いを収め、最低限、人々が命を失わずにすむ状況をつくるのが国家の役割であると考えたわけです。ところが、市民革命後の安定期に入っていく時代を生きたイギリスの哲学者、ジョン・ロック(1632～1704)になると、生命の保全に加えて、私有財産の保全を国家に求めています。戦乱の世が終わり、個人が財産を安定してもてるようになったので、今度はそれが不法に他者に奪われないように国家が保障する必要があると、ロックは考えました。そうでなければ、人々は安心して経済活動を営むことができません。さらに付け加えれば、自分の労働によって得た富は、自分が所有でき

ると国家から保障してもらうことで、労働への動機づけが強まる効果も期待できません。ここから財産の私的所有を法律が保障する「私有財産制(または私有財産制度)」が生まれました。つまり、私有財産制も近代に入ってから確立した制度の一つです。これは、後に経済成長を加速させる最も重要な法的・制度的基盤の一つとなったのです。

こういった市民革命前後の変化を経済的な側面から見ると、「家産国家」から「無産国家=租税国家」への移行ということになります。

王権神授説を根拠に、王が代々継いで統治していたときは、王室は莫大<sup>ぼくだい</sup>な財産をもっていました。今でもイギリス王室は多大な財産を所有しているそうですが、革命前にはその王家の財産(家産)で国家の面倒をみていました。このように財産をもつ国家を「家産国家」といいます。しかし、王室が廃止されると財産は分配され、国家は財産をもたなくなりました。これが「無産国家」です。財産がないので国家の活動経費は税金によって得るしかなくなり、「租税国家」となるわけです。国家が「無産国家」であることも近代の特徴です。

人々の私有財産に税金をかけるということは、国家が“人の財産に手をつける”ことになるので、国家はその行為に正当性をもたせなくてはなりません。国家権力そのものも国民の同意を得て初めて正当性をもちますが、課税についても同様で、税の徴収には国民の同意が不可欠です。そこから確立したのが、国民が租税に協賛する権利、あるいは拒否する権利でもある「租税協賛権」です。イギリス革命における権利章典(1689)、フランス革命における人権宣言(1789)、アメリカ独立宣言(1776)には、いずれも「租税協賛権」について明記されています。

実際にアメリカでは、イギリスからの独立戦争の間、「代表なくして課税なし」というスローガンが叫ばれていました。植民地であるアメリカはイギリス議会に対して代表権をもたず、自分たちの代表である国会議員を送ることができない、それなのに課税だけされるのはおかしい、という主張です。

この主張の根底にあったのは、ジョン・ロックの「革命権」の考え方です。ジョン・ロックは『市民政府論』の中で、「市民は革命権を担保している」と書いています。市民は市民が選ぶ権力者・国家に対して守るべきルールとして「権利章典」を突きつけてい

ますが、もし国家がその契約を破り、市民のことを聞かなくなった場合は、市民は最終的には武力で国家を倒す権利をもっている、つまり、革命を起こしたらよいと述べているのです。現代でも民主主義国家ではないカンボジアやサウジアラビアなどでは、国が国民を暴力で押さえつけていますが、近代社会では究極の権利は市民の側にあり、市民にはそのような国家を革命で倒す権利がある、とロックは述べているわけです。革命権は、市民が「自分たちが政府を選ぶ」という権利を保証するための究極の規定ということができます。

税を課税・徴収する場合には、必ず法律に基づいた方法で行わなければなりません。その考え方を「租税法律主義」といいます。いったん課税の根拠となる法律が成立したら、税金を支払わない場合は国家との契約を破ったことになり、罰せられたり、追徴課税されたりすることになります。その背景には、近代を経て、徴税機構を含む「暴力」(軍隊や警察など)が国家に集中していったことがあります。

近代以前の徴税はどのようなものだったかという、たとえばフランス革命前には徴税の請負をビジネスにする人々がおり、国家はこの徴税請負人に税の取立権を与え、「農民からいくらの金額を徴収して国に納めること」という契約を結んでいました。契約以上の金額を取り立てた場合は、徴税請負人の収入にしてよい仕組みです。そうなるとももちろん、徴税請負人は自分の収入を増やそうと厳しく取り立てます。そのため農民は非常な重税に苦しみ、困窮を極めました。結果としてそれがフランス革命の導火線になってしまったことは皮肉な話でしょう。

徴税がこのように恣意的なものであってはいけません。近代国家においては、国家のみが課税を理由に国民の財産権を合法的に犯す権利をもち、国民もそれに同意しています。だからこそ課税は最小限でなければいけないし、公平でなければならないのです。

また、一方が他方の私有財産を取り上げて自分のものにしてよいなどということは、個人対個人の関係ではあり得ません。課税権というのは主権、すなわち国を統治する権力そのものを構成する、国家権力の中核的要素であるということです。

通常、社会科では納税は「義務」と教えられるし、憲法にもそう記述されて

います。しかし、以上のような歴史的展開を踏まえて考えると、実は「権利」だと考えるべきではないでしょうか。

第一に、国民には「国家に、自分たちでは担えない公共的な仕事をしてもらおう権利」があります。近代国家と市民の関係は、市民の側が自分たちのために国家をつくり、国家に公共的な仕事を与えたという関係にあり、国家が最初からあったわけではありません。

第二に、「権利章典」で説明したように、国民は「自分たちの同意なしに課税されない権利」もっています。

第三に、国家が国民の意に沿わない方向に向かうならば、国家を取り換える権利もっています。ジョン・ロックの唱えた「革命権」です。実際、ピューリタン革命のときにはイングランド王のチャールズ1世は処刑され、名誉革命においてはジェームズ2世は王位を追われて亡命しています。

そして第四に、税金は、国家があくまでも上記の三つの契約条項を守っている限りにおいて、その対価として支払うものだという事です。つまり、権利があつての対価、という関係にあるわけです。国民は国家に対して積極的に意見を述べ、革命というのは極端だとしても、選挙による政権交代は日常的に行われ、多数派の考え方に従うかたちで統治が行われます。

ですから、近代の社会は市民が主で、国家が従、という関係にあるということなのです。この文脈においては、国家は消滅しても市民社会は残ります。市民社会が消えても国家は残る、ということはありません。これが第五のポイントとなります。

ただ、イギリス、フランス、アメリカではこうなのですが、実はドイツでは逆転します。当時のドイツでは、国家の保護がなければ市民は生きていけない、だから納税は義務である、という考え方がとられていました。基本的に生きていけなくてもよい人はいないので、市民の側に選択の余地はなく、また、従の側としては、国家をすぐに別の政権に取り替えるということもできません。

両者の違いは、市民革命後のイギリスでは国家は機械になぞらえられたのに対し、ドイツでは有機体のイメージで捉えられたことによって生じたと考えられます。機械であれば一部のピースを外したりつけたりできますが、生命体として考えると、国民は細胞であり、国家と血管で結ばれているので切り離すことはできない、ということ

になります。このようにドイツでは、国家と国民は一心同体、死なばもろとも、というような体制にありました。

日本の場合はどうでしょうか。日本は市民革命を経て「国家を制作した」経験をもたないために、税金に対しては未だに江戸時代以来の「苛斂誅求」のイメージをもっています。確かに明治維新は日本にとって近代の始まりですが、国家統治の仕方をプロイセン(現在のドイツの一部)とオーストリアという国家を主とする国々から学んだこともあり、憲法は天皇によって与えられた「<sup>きんてい</sup>欽定憲法」として成立しました。王の首をはねたフランスや、王が亡命を余儀なくされたイギリスとは異なり、革命を成し遂げた市民が国家と契約を結ぶというかたちで明治国家を建設したわけではないため、市民から権力者に突きつけた「権利章典」のような文章も存在しません。それが日本の近代を象徴的に示していると思います。納税は先人の勝ち取ってきた権利なのだという意識は、自分たちが主権者なのだという意識と直接的に結びつくものであり、「主権者教育」が重視されるようになってきた今、納税は我々の権利であるということを、改めて認識する必要があるのではないかと考えています。

# 令和7年度入学試験 小論文「出題意図」

## (入試情報公開用)

### 経済経営学類 一般選抜 後期日程

大学教育をはじめ、高等教育の場であればどこでも、与えられた情報を正確に読み取る読解力、資料を整理し再構築する構成力、そして学んだ知識・経験を踏まえ、形成した自分の主張を自らの言葉で明快かつ簡潔に表現する文章力は、基礎的学力として前提とされる能力の一つである。

本出題は、諸富徹『税という社会の仕組み』（筑摩書房、2024年）第1章からの抜粋を資料として与え、そこから著者の論点を的確に読み取り、論点を整理・再構築する力を試す目的で出題した。あわせて、この論点に対する自分の意見をまとめ、正確に、かつわかりやすく、表現する能力があるかを判定したいという意図も、出題意図の一つである。